

公共下水道を使用する工場・事業場の皆様へ

はじめに

公共下水道は、私達の生活を清潔で快適なものにするとともに、川や海の水質を保全するために、生活排水や工場・事業場排水等の汚水を下水処理場できれいな水にして、河川や海へ流す役割を果たしています。

しかし、工場・事業場から有害物質等が含まれる下水がそのまま排出されると、下水管を損傷させたり、下水処理場の機能を著しく低下させ、河川や海等の環境を汚染し、しいては私達の生活が脅かされることとなります。

そこで、このようなことが起きないように、国や室蘭市では、下水道法や下水道条例等関係法令を定め、悪質な下水に対して、厳しく規制しています。

ここでは、関係法令の規制概要や、各種届出書等について説明していますので、工場・事業場の皆様は、記載された規制内容を十分理解され、適正な排水の水質管理に努められるようお願いいたします。

目次

1. 水質基準を超える下水を排出しないでください	・・・P 1
2. 特定施設と特定事業場	・・・P 1～2
3. 水質基準	・・・P 2
4. 特定事業場の事業主の皆様は、次の届出が必要です	・・・P 2～3
5. 届出時の注意事項	・・・P 3
6. 水質の測定及び報告の義務	・・・P 4
7. 水質管理時の注意事項	・・・P 5
8. 立入検査・改善命令等	・・・P 5
9. 事故時の措置	・・・P 6

別表

○ 下水排除基準

○ 下水道法の特定施設一覧表

1. 水質基準を超える下水を排出しないでください

下水道には、どんな水でも排水できるわけではありません。

例えば、**強酸性下水**は、下水管のコンクリートを腐食させます。

重金属やシアン等の有害物質及び酸・アルカリ類を含む下水は、下水処理場で下水を処理する微生物の働きを弱め、下水処理機能を低下させます。

また、**高濃度の有機物(油脂類等)**は、下水管の閉塞を招く等、下水処理にかかる負担を増大させます。

このほか、**重金属類**は、下水処理場から発生する汚泥に**濃縮・蓄積**されるので、この汚泥を埋立処分及び再利用するのに、困難な事態が生じます。

このような種々の障害を防止し、下水道施設の働きをいつも正常に保持するため、下水道等では、下水道排水の**水質基準**を定めています。

工場・事業場は、この**水質基準**を超える下水を排水できません。

水質基準を超える恐れのある下水は、**汚水処理施設(除害施設)**を設置する等の対策を講じてからでなければ、下水道への排水はできません。

これらの工場・事業場のうち、法律で定められている**特定事業場及び除害施設の設置を必要とする工場・事業場**には、下水道法並びに下水道条例等で届出が義務付けられています。

以上のほかに、自社の排水の水質を測定する義務や除害施設等の維持管理状況について報告しなければならない等の決まりがあります。

① 除害施設設置基準(法第12条, 法第12条の10, 条例第15条の2及び3)

継続して公共下水道を使用する工場・事業場の全てを対象としたもので、下水の水質がこの基準を超える場合は、除害施設等を設置しなければなりません。

基準を超えた場合、直ちに処罰されることはありませんが、**監督処分**(法第38条第1項)の対象となり、その処分に従わなかったときには処罰されます。

(法第46条)

② 直罰基準(法第12条の2)

この基準は、除害施設設置基準に優先して、特定事業場に適用され、排水の水質がこの基準を超えた場合は、直ちに適用されることがあります。

(法第46条の2第1項, 第2項)

なお、カドミウム・シアン等の有害物質については、**排水量に関係なく**、フェノール類・銅・ノルマルヘキサン抽出物質含有量・生物化学的酸素要求量(BOD)・浮遊物質(SS)等の環境項目については、**日排水量が50m³以上の事業場**が対象となります。

2. 特定施設と特定事業場

特定施設とは、カドミウム・水銀等の人の健康に被害を与える恐れのある物質や有機汚濁物質・浮遊物質等の生活環境に悪影響を与える恐れのある物質を含んだ汚水を排出する水質汚濁防止法で定められた施設であり、この**特定施設**を設置している**工場・事業場**を**特定事業場**といいます。

したがって、工場・事業場が特定事業場であるかどうかによって、届出の種類、水質測定の義務、罰則等が異なります。

<例>

- ・自動式車両洗淨施設 …… 給油所
- ・畜産食料品製造業 …… 原料処理施設、洗淨施設、湯煮施設
- ・水産食料品製造業 …… 原料処理施設、洗淨施設、脱水施設、ろ過施設、湯煮施設
- ・洗たく業 …… 洗淨施設
- ・病院(300床以上) …… ちゅう房施設、洗淨施設、入浴施設
- ・麺類、豆腐、煮豆製造業 …… 湯煮施設
- ・製あん業等 …… 粗製あんの沈殿槽

3. 水質基準

事業場等から公共下水道へ排出できる下水の排水基準は、公共下水道の施設・機能を保全すること及び放流水の水質基準を守ることを目的として、下水道法により定められています。

工場・事業場では、除害施設の維持管理や濃厚廃液の回収等を徹底したり、あるいは、排水の水質測定を実施し、別表の基準値以下であるかどうかの確認等**水質管理を十分に**行う必要があります。

ただし、除害施設を設置したからといって、どのような排水でも処理できるというものではなく、日常の**保守点検、調整等維持管理が適切に行われてはじめて**、その機能を十分に発揮することができ、**良好で安定した処理水質を得ることが**できるのです。

4. 特定事業場の事業主の皆様は、次の届出が必要です

特定事業場の事業主の皆様は、排水量・水質に関係なく、公共下水道管理者に対して、次の届出が必要です。

NO	届出の種類	届出の内容及び時期
1	特定施設設置届	特定施設をあらたに設置しようとする場合 (設置工事の着工60日前までに届出書提出)
2	特定施設使用届	① 現に特定施設を設置していて、公共下水道を使用することになった場合 ② 現に使用中の施設が、法令改正等により、特定施設になった場合 (その日から、30日以内に届出書提出)
3	特定施設構造等変更届	1, 2の届出をした事業主が、特定施設の構造・使用方法・汚水処理方法・排水量及び水質等を変更しようとする場合 (その工事の着工60日前までに届出書提出)

4	氏名等 変更届	1, 2の届出をした事業主が、氏名・工場の名称・所在地等を変更した場合 (その日から、30日以内に届出書提出)
5	特定施設 使用廃止届	1, 2の届出をした事業主が、特定施設の使用を廃止した場合 (その日から、30日以内に届出書提出)
6	承継届	1, 2の届出をした事業主から、特定施設を譲渡、または借り受けた場合 (その日から、30日以内に届出書提出)

※上記の様式はホームページよりダウンロード可能です。

5. 届出時の注意事項

『**検査内容について、あらかじめ、審査を受ける必要があります。**』

工場・事業場の事業主が、**特定施設の設置**、あるいは**特定施設の構造等の変更**をしようとする場合は、あらかじめ、計画内容を届出て、検査を受けなければなりません。

工事の実施制限

届出書が受理されてから**60日間**は、届出にかかわる工事を実施することはできませんので、**工事着工60日前**に届け出る必要があります。

ただし、下水道管理者は届出内容が相当であるとみとめるときは、この期間を短縮することがあります。

計画変更命令

下水道管理者は、届出の計画内容に水質基準を超える恐れがあると判断した場合は、届出書の受理後**60日以内**に、計画変更を命ずることがあります。

6. 水質の測定及び報告の義務

① 水質測定義務(法第12条の12, 施行規則第15条)

特定施設や除害施設を擁する事業場は、次の方法で水質を測定し、その結果の記録を保存しなければなりません。『自主測定の実施』

(ア) 測定に関しては、下水の水質検定法等に関する省令に定められた方法で行ってください。

(イ) 測定回数は、項目及び排水量ごとに施行規則で定められています。

原則として

- ・ 温度, PH 1日1回以上
- ・ 生物化学的酸素要求量(BOD) 14日を超えない排水期間ごとに1回以上
- ・ その他の項目 7日を超えない排水期間ごとに1回以上

※ ただし、公共下水道管理者は終末処理場の能力、排水の量又は水質等を勘案してダイオキシン類以外の測定項目の測定の回数につき、別の定めをすることが出来るとなっていることから、自主測定の検査頻度については下記の表の通りといたします。

自主測定の検査頻度

(イ)	月1回以上	最重点監視対象事業場(下水処理・汚泥処理処分に大きな影響を及ぼす有害物質を排除する恐れのある事業場)
(ロ)	年4回以上	有害物質「終末処理場での処理困難物質」を含む下水を排除する事業場
(ハ)	年2回以上	生物処理が可能な下水を排除する事業場
(ニ)	随時	管渠等の詰まり等の影響「その都度、下水道課担当職員より指示」

なお、自主測定の検査項目等については、特定事業場の種別により異なるため、詳細はお問い合わせください。

また、本市でも定期的に各特定事業場や除害施設のある事業場から排出される排水を、公共柵の所(一部私柵)で採取して水質測定を行い、各事業場からの排水の水質状況を確認しております。

(ウ) 試料は、測定する排水の水質が最も悪いと推定される時刻に、除害施設等の出口で、水深の中層部から採取してください。

(エ) 測定結果は、所定の水質記録表に記録し、**5年間保存**してください。

② 報告義務(法第39条の2, 施行令第25条の1)

特定施設及び除害施設の設置者は、下水道を適切に管理するため必要な限度の報告書を公共下水道管理者から求められた場合、**報告する義務**があります。

なお、この規定に違反して報告しなかったり、虚偽の報告をした場合には、罰則が適用されることがあります。(法第49条第5号)

7. 水質管理時の注意事項

- ① 除害施設を設置している事業場の水質管理
 - (ア) 除害施設の維持管理等、排水の水質管理に責任をもって実施していく体制をつくり、水質管理者を置いてください。
 - (イ) 機器類の点検・調整や装置の運転及び原水、処理水の水量・水質の測定等の作業を、日、週、月等の周期で、定期的の実施する必要があります。
 - (ウ) 保守点検や水質測定等の結果は、管理日報を作成し、記録しておく必要があります。
 - (エ) 除害施設から発生した泥等は、**適切に処分**するとともに、その**発生量、処分量等も記録**しておく必要があります。
- ② 濃厚廃液を回収している事業場の水質管理
(表面処理施設・写真現像業・ドライクリーニング業・病院・科学技術等)
 - (ア) 濃厚廃液の回収等、排水の水質管理に責任をもって実施していく体制をつくり、水質管理責任者を置いてください。
 - (イ) 薬品使用廃液や操業工程から発生した**濃厚廃液**が、**確実に回収**されているかどうか確認し、排水の水質を定期的に測定する必要があります。
 - (ウ) 回収濃厚廃液は、**適切に処分**するとともに、**回収量、処分量や水質測定結果等は、管理日報を作成し、記録**しておく必要があります。

※ その他の事業場でも、操業工程からの悪質排水防止のため、工程管理を行うとともに、排水の水質測定を定期的の実施し、記録しておく必要があります。

8. 立入検査・改善命令等

- ① **立入検査**(法第13条第1項, 第2項)

室蘭市は、公共下水道の機能保全及び下水処理場の放流水の水質を適正に保つため、随時、工場・事業場への立入検査を実施しています。

その際に、特定施設、除害施設、汚水処理の方法等について調査し、必要に応じて、排水の採水分析も実施します。
- ② **改善命令等**(法第37条2, 第38条第1項)
 - (ア) **直罰基準**が適用される**特定事業場**については、立入検査時に、基準に適合しない排水の流出する恐れがあると認めた場合は、**特定施設の構造・使用の方法等の改善や排水停止等の命令**を行うことがあります。
 - (イ) **除害施設設置基準**が適用される工場・事業場については、立入検査時等に、基準に適合しない排水を流出する等、下水道法令に違反した場合は、それを是正するのに必要な措置をとるよう**監督処分に基づく命令**を行うことがあります。
 - (ウ) 上記(ア), (イ)の命令に従わない場合には、罰則(懲役又は罰金)が適用されます。
(法第46条)

9. 事故時の措置

特定施設で使用している政令で定める有害物質又は油(以下「有害物質等」という。)が、誤って公共下水道に流入する事故が発生した場合の事業者の措置が義務化されています。

(法第12条の9)

- (ア) 引き続き有害物質等の公共下水道への流入を防止するために、応急措置を講じてください。
- (イ) 事故の状況及び講じた措置の概要を公共下水道管理者(水道部下水道施設課)に届け出てください。

日頃より、事故の発生の防止に努めていただくことは勿論のこと、万が一、事故が発生した場合は、速やかに適切な措置をとれる体制づくりをお願いします。

別表



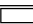
下水排除基準

項目	対象者	終末処理場を設置している公共下水道の使用者			現に終末処理場を設置していない公共下水道の使用者
		特定事業場		非特定事業場	
		排水量50m ³ /日以上	排水量50m ³ /日未満		
1	カドミウム及びその化合物	0.03 mg/L以下	0.03 mg/L以下	0.03 mg/L以下	—
2	シアン化合物	1 mg/L以下	1 mg/L以下	1 mg/L以下	—
3	有機りん化合物	1 mg/L以下	1 mg/L以下	1 mg/L以下	—
4	鉛及びその化合物	0.1 mg/L以下	0.1 mg/L以下	0.1 mg/L以下	—
5	六価クロム化合物	0.5 mg/L以下	0.5 mg/L以下	0.5 mg/L以下	—
6	ひ素及びその化合物	0.1 mg/L以下	0.1 mg/L以下	0.1 mg/L以下	—
7	水銀、アルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/L以下	0.005 mg/L以下	0.005 mg/L以下	—
8	アルキル水銀化合物	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	—
9	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	0.003 mg/L以下	0.003 mg/L以下	0.003 mg/L以下	—
10	トリクロロエチレン	0.1 mg/L以下	0.1 mg/L以下	0.1 mg/L以下	—
11	テトラクロロエチレン	0.1 mg/L以下	0.1 mg/L以下	0.1 mg/L以下	—
12	ジクロロメタン	0.2 mg/L以下	0.2 mg/L以下	0.2 mg/L以下	—
13	四塩化炭素	0.02 mg/L以下	0.02 mg/L以下	0.02 mg/L以下	—
14	1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L以下	0.04 mg/L以下	0.04 mg/L以下	—
15	1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L以下	1 mg/L以下	1 mg/L以下	—
16	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L以下	0.4 mg/L以下	0.4 mg/L以下	—
17	1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L以下	3 mg/L以下	3 mg/L以下	—
18	1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L以下	0.06 mg/L以下	0.06 mg/L以下	—
19	1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L以下	0.02 mg/L以下	0.02 mg/L以下	—
20	チウラム	0.06 mg/L以下	0.06 mg/L以下	0.06 mg/L以下	—
21	シマジン	0.03 mg/L以下	0.03 mg/L以下	0.03 mg/L以下	—
22	チオベンカルブ	0.2 mg/L以下	0.2 mg/L以下	0.2 mg/L以下	—
23	ベンゼン	0.1 mg/L以下	0.1 mg/L以下	0.1 mg/L以下	—
24	セレン及びその化合物	0.1 mg/L以下	0.1 mg/L以下	0.1 mg/L以下	—
25	ほう素及びその化合物	230 mg/L以下	230 mg/L以下	230 mg/L以下	—
26	ふっ素及びその化合物	15 mg/L以下	15 mg/L以下	15 mg/L以下	—
27	フェノール類	5 mg/L以下	5 mg/L以下	5 mg/L以下	—
28	銅及びその化合物	3 mg/L以下	3 mg/L以下	3 mg/L以下	—
29	亜鉛及びその化合物	2 mg/L以下	2 mg/L以下	2 mg/L以下	—
30	鉄及びその化合物(溶解性)	10 mg/L以下	10 mg/L以下	10 mg/L以下	—
31	マンガン及びその化合物(溶解性)	10 mg/L以下	10 mg/L以下	10 mg/L以下	—
32	クロム及びその化合物	2 mg/L以下	2 mg/L以下	2 mg/L以下	—
33	ダイオキシン類	10 pg-TEQ/L以下	10 pg-TEQ/L以下	10 pg-TEQ/L以下	—
34	1,4-ジオキサン	0.5mg/L以下	0.5mg/L以下	0.5mg/L以下	—
35	アンモニア性窒素等含有量	380(125) mg/L未満	380(125) mg/L未満	380(125) mg/L未満	—
36	水素イオン濃度(pH)	5(5.7)を超え9(8.7)未満	5(5.7)を超え9(8.7)未満	5(5.7)を超え9(8.7)未満	5を超え9未満
37	生物化学的酸素要求量(BOD)	600(300) mg/L未満	600(300) mg/L未満	600(300) mg/L未満	—

38	浮遊物質質量(SS)		600(300) mg/L未満	600(300) mg/L未満	600(300) mg/L未満	—
39	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱油類	5 mg/L 以下	5 mg/L 以下	5 mg/L 以下	5 mg/L 以下
		動植物油脂類	30 mg/L 以下	30 mg/L 以下	30 mg/L 以下	30 mg/L 以下
40	窒素含有量		240(150) mg/L未満	240(150) mg/L未満	240(150) mg/L未満	—
41	りん含有量		32(20) mg/L未満	32(20) mg/L未満	32(20) mg/L未満	—
42	温度		45(40) °C未満	45(40) °C未満	45(40) °C未満	45 °C未満
43	よう素消費量		220 mg/L未満	220 mg/L未満	220 mg/L未満	220 mg/L未満
44	その他の規制項目	生物化学的酸素要求量に類似した項目(COD等)及び大腸菌群数を除き、地方公共団体の横出し条例で終末処理場からの放流水に基準を定めている場合、その項目と数値を下水排除基準として条例で定めることができる。				—

下水排除基準関連内容

(注)

- ①  枠内は政令(第9条の4)で定める一律基準を示す。ただし、上乘せ条例で下水道からの放流水に係る排水基準が強化されている場合には、上乘せ基準が適用される。この基準値に適合しない水を流した工場・事業場は、処罰されることがある(法第46条の2)。
- ②  枠内は条例で定める基準を示す。この基準値に適合しない水を流した工場・事業場には、その水質を改善するように命令したり、さらに公共下水道への下水の排除を一時停止するように命令することがある(法第38条第1項第1号、各地方公共団体が定める下水道条例)。
- ③  枠内は条例で定める基準の限度(最も厳しい値)を示す。この基準値に適合しない水を流した工場・事業場には、公共下水道管理者は、その水質を改善するように命令したり、さらに公共下水道へ水を流すことを一時停止するように命令することがある(法第38条第1項第1号)。
- ④ 「**太字**」は、直罰対象の排除基準を示す。

※変更分

- ・ 1・1-ジクロロエチレンの基準は平成23年11月1日に0.2 mg/ℓ以下から1 mg/ℓ以下に変更になりました。
- ・ 1・4-ジオキサンの規準が平成24年5月25日に新しく定められました。
- ・ カドミウムの規準は平成26年12月1日に0.1 mg/ℓ以下から0.03 mg/ℓ以下に変更になりました。
- ・ トリクロロエチレンの規準は平成27年10月21日に0.3 mg/ℓ以下から0.1 mg/ℓ以下に変更になりました。

下水道法の特定施設一覧表

1. 水質汚濁防止法に規定する特定施設（水質汚濁防止法施行令第1条関係・別表第1）

番 号	名 称
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 選鉱施設 (ロ) 選炭施設 (ハ) 坑水中和沈でん施設 (ニ) 掘さく用の泥水分離施設
1の2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 豚房施設（豚房の総面積が50平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） (ロ) 牛房施設（牛房の総面積が200平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） (ハ) 馬房施設（馬房の総面積が500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
2	畜産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 原料処理施設 (ロ) 洗浄施設（洗びん施設を含む。） (ハ) 湯煮施設
3	水産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 水産動物原料処理施設 (ロ) 洗浄施設 (ハ) 脱水施設 (ニ) ろ過施設 (ホ) 湯煮施設
4	野菜又は果実を原料とする保存食品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 原料処理施設 (ロ) 洗浄施設 (ハ) 圧搾施設 (ニ) 湯煮施設
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 原料処理施設 (ロ) 洗浄施設 (ハ) 湯煮施設 (ニ) 濃縮施設 (ホ) 精製施設 (ヘ) ろ過施設
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設
7	砂糖製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 原料処理施設 (ロ) 洗浄施設（流送施設を含む。） (ハ) ろ過施設 (ニ) 分離施設 (ホ) 精製施設
8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機
10	飲料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 原料処理施設 (ロ) 洗浄施設（洗びん施設を含む。） (ハ) 搾汁施設 (ニ) ろ過施設 (ホ) 湯煮施設 (ヘ) 蒸りゅう施設
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 原料処理施設 (ロ) 洗浄施設 (ハ) 圧搾施設 (ニ) 真空濃縮施設 (ホ) 水洗式脱臭施設
12	動植物油脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 原料処理施設 (ロ) 洗浄施設 (ハ) 圧搾施設 (ニ) 分離施設
13	イースト製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 原料処理施設 (ロ) 洗浄施設 (ハ) 分離施設
14	でん粉又は加工でん粉の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 原料浸せき施設 (ロ) 洗浄施設（流送施設を含む。） (ハ) 分離施設 (ニ) 渋だめ及びこれに類する施設

15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 原料処理施設 (ロ) ろ過施設 (ハ) 精製施設
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設
18の2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 原料処理施設 (ロ) 湯煮施設 (ハ) 洗浄施設
18の3	たばこ製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 水洗式脱臭施設 (ロ) 洗浄施設
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) まゆ湯煮施設 (ロ) 副蚕処理施設 (ハ) 原料浸せき施設 (ニ) 精練機及び精練そう (ホ) シルケット機 (ヘ) 漂白機及び漂白そう (ト) 染色施設 (チ) 薬液浸透施設 (リ) のり抜き施設
20	洗毛業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 洗毛施設 (ロ) 洗化炭施設
21	化学繊維製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 湿式紡糸施設 (ロ) リンター又は未精練繊維の薬液処理施設 (ハ) 原料回収施設
21の2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー
21の3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設
21の4	パーティクルボード製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 湿式バーカー (ロ) 接着機洗浄施設
22	木材薬品処理業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 湿式バーカー (ロ) 薬液浸透施設
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 原料浸せき施設 (ロ) 湿式バーカー (ハ) 碎木機 (ニ) 蒸解施設 (ホ) 蒸解廃液濃縮施設 (ヘ) チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設 (ト) 漂白施設 (チ) 抄紙施設 (抄造施設を含む。) (リ) セロハン製膜施設 (ヌ) 湿式繊維板成型施設 (ル) 廃ガス洗浄施設
23の2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 自動式フィルム現象洗浄施設 (ロ) 自動式感光膜付印刷版現象洗浄施設
24	化学肥料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) ろ過施設 (ロ) 分離施設 (ハ) 水洗式破碎施設 (ニ) 廃ガス洗浄施設 (ホ) 湿式集じん施設
25	水銀電解法によるか性ソーダ又はか性カリの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 塩水精製施設 (ロ) 電解施設
26	無機顔料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 洗浄施設 (ロ) ろ過施設 (ハ) カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機 (ニ) 群青製造施設のうち、水洗式分別施設 (ホ) 廃ガス洗浄施設

27	<p>前2号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>(イ) ろ過施設 (ロ) 遠心分離機 (ハ) 硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設</p> <p>(ニ) 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設</p> <p>(ホ) 無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設 (ヘ) 青酸製造施設のうち、反応施設</p> <p>(ト) よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設</p> <p>(チ) 海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設</p> <p>(リ) バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設 (ヌ) 廃ガス洗浄施設</p> <p>(ル) 湿式集じん施設</p>
28	<p>カーバイト法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>(イ) 湿式アセチレンガス発生施設 (ロ) さく酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸りゅう施設</p> <p>(ハ) ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸りゅう施設</p> <p>(ニ) アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸りゅう施設</p> <p>(ホ) 塩化ビニルモノマー洗浄施設 (ヘ) クロロプレンモノマー洗浄施設</p>
29	<p>コールタール製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>(イ) ベンゼン類硫酸洗浄施設 (ロ) 静置分離器 (ハ) タール酸ソーダ硫酸分解施設</p>
30	<p>発酵工業（第5号、第10号及び第13号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>(イ) 原料処理施設 (ロ) 蒸りゅう施設 (ハ) 遠心分離機 (ニ) ろ過施設</p>
31	<p>メタン誘導製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>(イ) メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸りゅう施設</p> <p>(ロ) ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設</p> <p>(ハ) フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設</p>
32	<p>有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>(イ) ろ過施設 (ロ) 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設</p> <p>(ハ) 遠心分離機 (ニ) 廃ガス洗浄施設</p>
33	<p>合成樹脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>(イ) 縮合反応施設 (ロ) 水洗施設 (ハ) 遠心分離機 (ニ) 静置分離機</p> <p>(ホ) 弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸りゅう施設</p> <p>(ヘ) ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸りゅう施設</p> <p>(ト) 中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設</p> <p>(チ) ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設 (リ) 廃ガス洗浄施設</p> <p>(ヌ) 湿式集じん施設</p>
34	<p>合成ゴム製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>(イ) ろ過施設 (ロ) 脱水施設 (ハ) 水洗施設 (ニ) ラテックス濃縮施設</p> <p>(ホ) スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離機</p>
35	<p>有機ゴム薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>(イ) 蒸りゅう施設 (ロ) 分離施設 (ハ) 廃ガス洗浄施設</p>
36	<p>合成洗剤製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>(イ) 廃酸分離施設 (ロ) 廃ガス洗浄施設 (ハ) 湿式集じん施設</p>

37	<p>前6号に掲げる事業以外の石油化学工業（石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第51号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>(イ) 洗浄施設 (ロ) 分離施設 (ハ) ろ過施設</p> <p>(ニ) アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸りゅう施設</p> <p>(ホ) アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸りゅう施設</p> <p>(ヘ) アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設</p> <p>(ト) イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸りゅう施設及び硫酸濃縮施設</p> <p>(チ) エチレンオキサイド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸りゅう施設及び濃縮施設</p> <p>(リ) 2-エチルヘキシルアルコール及びイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸りゅう施設</p> <p>(ヌ) シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設</p> <p>(ル) トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設</p> <p>(ヲ) ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸りゅう施設</p> <p>(ワ) プロピレンオキサイド又はプロピレングリコールのけん化器</p> <p>(カ) メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設</p> <p>(ヨ) メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設 (タ) 廃ガス洗浄施設</p>
38	<p>石けん製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>(イ) 原料精製施設 (ロ) 塩析施設</p>
38の2	<p>界面活性剤製造業の用に供する反応施設（1,4-ジオキサンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く。）（H24.5.25 施行）</p>
39	<p>硬化油製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>(イ) 脱酸施設 (ロ) 脱臭施設</p>
40	<p>脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設</p>
41	<p>香料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>(イ) 洗浄施設 (ロ) 抽出施設</p>
42	<p>ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>(イ) 原料処理施設 (ロ) 石灰づけ施設 (ハ) 洗浄施設</p>
43	<p>写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設</p>
44	<p>天然樹脂製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>(イ) 原料処理施設 (ロ) 脱水施設</p>
45	<p>木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設</p>
46	<p>第28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>(イ) 水洗施設 (ロ) ろ過施設 (ハ) ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設</p> <p>(ニ) 廃ガス洗浄施設</p>

47	医薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの （イ）動物原料処理施設（ロ）ろ過施設（ハ）分離施設 （二）混合施設（水質汚濁防止法施行令第2条各号に掲げる物質を含有する物を混合するものに限る。 以下同じ。） （ホ）廃ガス洗浄施設
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設
49	農薬製造業の用に供する混合施設
50	水質汚濁防止法施行令第2条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設
51	石油精製業（潤滑油再生業を含む。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの （イ）脱塩施設（ロ）原油常圧蒸りゅう施設（ハ）脱硫施設 （二）揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設（ホ）潤滑油洗浄施設
51の2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業（防振ゴム製造業を除く。）、更正タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設
51の3	医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設
52	皮革製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの （イ）洗浄施設（ロ）石灰づけ施設（ハ）タンニンづけ施設（二）クロム浴施設 （ホ）染色施設
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの （イ）研磨洗浄施設（ロ）廃ガス洗浄施設
54	セメント製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの （イ）抄造施設（ロ）成型機（ハ）水養生施設（蒸気養生施設を含む。）
55	生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設
58	窯業原料（うわ薬原料を含む。）の精製業の用に供する施設であって、次に掲げるもの （イ）水洗式破碎施設（ロ）水洗式分別施設（ハ）酸処理施設（二）脱水施設
59	碎石業の用に供する施設であって、次に掲げるもの （イ）水洗式破碎施設（ロ）水洗式分別施設
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設
61	鉄鋼業の用に供する施設であって、次に掲げるもの （イ）タール及びガス液分離施設（ロ）ガス冷却洗浄施設（ハ）圧延施設 （二）焼き入れ施設（ホ）湿式集じん施設
62	非鉄金属製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの （イ）還元そう（ロ）電解施設（溶融塩電解施設を除く。）（ハ）焼き入れ施設 （二）水銀精製施設（ホ）廃ガス洗浄施設（ヘ）湿式集じん施設
63	金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの （イ）焼入れ施設（ロ）電解式洗浄施設（ハ）カドミウム電極又は鉛電極の化成施設 （二）水銀精製施設（ホ）廃ガス洗浄施設

63の 2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設
63の 3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) タール及びガス液分離施設 (ロ) ガス冷却洗浄施設 (脱硫化水素施設を含む。)
64の 2	水道施設 (水道法 (昭和32年法律第177号) 第3条第8項に規定するものをいう。)、工業用水道施設 (工業用水道事業法 (昭和33年法律第84号) 第2条第6項に規定するものをいう。) 又は自家用工業用水道 (同法第21条第1項に規定するものをいう。) の施設のうち、浄水施設であって、次に掲げるもの (これらの浄水能力が1日当たり1万立方メートル未満の事業場に係るものを除く。) (イ) 沈でん施設 (ロ) ろ過施設
65	酸又はアルカリによる表面処理施設
66	電気めっき施設
66の 2	エチレンオキサイド又は1,4-ジオキサンの混合施設 (前各号に該当するものを除く。)
66の 3	旅館業 (旅館業法 (昭和23年法律第138号) 第2条第1項に規定するもの (下宿営業を除く。)) をいう。の用に供する施設であって、次に掲げるもの※ (イ) 厨房施設 (ロ) 洗たく施設 (ハ) 入浴施設
下水道法の 取扱	※旅館業の用に供するちゅう房施設、洗たく施設及び入浴施設 (温泉を利用するものを除く。) に係るものは、届出及び下水排除の制限等に関しては特定施設からは除かれます。 ただし、 入浴施設のうち温泉を利用する場合はこの限りではありません。
66の 4	共同調理場 (学校給食法 (昭和29年法律第160号) 第5条の2に規定する施設をいう。以下同じ) に設置されるちゅう房施設 (業務の用に供する部分の総床面積 (以下単に「総床面積」※という。) が500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)
66の 5	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設 (総床面積※が360平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)
66の 6	飲食店 (第66号の7及び8に掲げるものを除く。) に設置されるちゅう房施設 (総床面積が※420平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)
66の 7	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店 (次号に掲げるものを除く。) に設置されるちゅう房施設 (総床面積が※630平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)
66の 8	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゅう房施設 (総床面積が※1,500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)
	※総床面積には、ちゅう房、客席、廊下、洗面所、従業員の更衣室、倉庫棟が含まれますが、従業員等の住居、屋内駐車場、及び床面積に当たらないガーデン席、テラス席等の屋外客席部分は算入しません。 (昭和63年9月8日環水規第218号)
67	洗たく業の用に供する洗浄施設
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設
68の 2	病院 (医療法 (昭和23年法律第205号) 第1条の5第1項に規定するものをいう。以下同じ。) で病床数が300以上であるものに設置される施設であって、次に掲げるもの (イ) ちゅう房施設 (ロ) 洗浄施設 (ハ) 入浴施設

69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設
69の2	中央卸売市場（卸売市場法（昭和46年法律第35号）第2条第3項に規定するものをいう。）に設置される施設であって、次に掲げるもの（水産物に係るものに限る。） （イ）卸売場（ロ）仲卸売場
69の3	地方卸売市場（卸売市場法第2条第4項に規定するもの（卸売市場法施行令（昭和46年政令第221号）第2条第2号に規定するものを除く。）をいう。）に設置される施設であって、次に掲げるもの（水産物に係るものに限り、これらの総面積が1,000平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） （イ）卸売場（ロ）仲卸売場
70	廃油処理施設（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第3条第14号に規定するものをいう。）
70の2	自動車分解整備事業（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第77条に規定するものをいう。以下同じ。）の用に供する洗車施設（屋内作業場の総面積が800平方メートル未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く。）
71	自動式車両洗淨施設
71の2	科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令※で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設であって、次に掲げるもの （イ）洗淨施設（ロ）焼入れ施設 ※環境省令で定める事業場とは次に掲げるもの 1.国又は地方公共団体の試験研究機関（人文科学のみに係るものを除く。） 2.大学及びその附属試験研究機関（人文科学のみに係るものを除く。） 3.学術研究（人文科学のみに係るものを除く。）又は製品の製造若しくは技術の改良、考案、若しくは発明に係る試験研究を行う研究所（前2号に該当するものを除く） 4.農業、水産又は工業に関する学科を含む専門教育を行う高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校、職員訓練施設又は職業訓練施設 5.保健所 6.検疫所 7.動物検疫所 8.植物防疫所 9.家畜保健衛生所 10.検査業に属する事業場 11.商品検査業に属する事業場 12.臨床検査業に属する事業場 13.犯罪鑑識施設
71の3	一般廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項に規定するものをいう。）である焼却施設
71の4	産業廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項に規定するものをいう。）のうち、次に掲げるもの （イ）廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）7条第1号、第3号から第6号まで、第8号又は第11号に掲げる施設であって、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者（同法第14条第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第14条の4第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。）をいう。）が設置するもの （ロ）廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第12号から第13号までに掲げる施設
71の5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗淨施設（前各号に該当するものを除く。）
71の6	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる蒸留施設（前各号に該当するものを除く。）
72	し尿処理施設（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員500人以下のし尿浄化そうを除く。）

7 3	下水道終末処理施設
7 4	特定事業場から排出される水（公共用水域に排出されたものを除く。）の処理施設（前 2 号に掲げるものを除く。）